

# 建築物耐震診断の補助制度について

玉野市では、地震に強い安全なまちづくりを目指すため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物を対象とし、「耐震診断」に必要な費用の一部を補助する制度を設けています。

## 「耐震診断」とは

耐震診断とは、地震に対する建物の安全性を数値化した指標で評価することです。これにより、建物が一定程度安全であるか、若しくはさらに詳細な調査や補強が必要であるかを判断できる仕組みです。

## 補助制度の概要

### I. 木造住宅耐震診断補助

◆ 次のすべての要件を満たす木造住宅が対象

- ① 玉野市内に存するもの
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
- ③ 一戸建ての住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外の用途の床面積が 2 分の 1 未満のもの)
- ④ 構造が丸太組工法又は建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法以外の木造のもの
- ⑤ 地上階数が 2 以下のもの

◆ 耐震診断の方法

診断方法には、一般的な診断方法である一般診断法と、より詳細な調査・計算に基づいた精密診断法があります。県の登録を受けた木造住宅耐震診断員が補助申請者のお宅にお伺いして、岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく現地調査及び計算により耐震性の診断を行います。診断結果は、評価機関が評価した後、報告書としてまとめられ、申請者のお宅に送付されます。

◆ 耐震診断に必要な経費及び補助金額

一般診断法による耐震診断の経費は、1 件(1 棟)延べ床面積 200 ㎡まで 71,200 円となります。(200 ㎡超は 9,100 円増/100 ㎡)このうち、60,000 円(200 ㎡超は 8,000 円増/100 ㎡)を補助しますので、自己負担額は 11,200 円(延床 200 ㎡超は 1,100 円増/100 ㎡)となります。補強計画の作成+補強後の一般診断についても同様、同額の補助となります。精密診断法の経費は、規模により変動します。

◆ 申し込みから補助金交付までの流れ(一般診断法 200 ㎡以下の場合)

① 事前相談

都市計画課(玉野市役所 2 階)の窓口のほか、電話、メールでのお問い合わせにも随時対応します。補助対象となるかどうか、補助制度の内容などを詳しく説明します。

② 補助金交付申請

都市計画課の窓口で補助金の交付申請をしていただきます。

建物の所有者、所在地、建築(着工)年月日、各階の床面積、構造、用途を確認できる書類として、登記事項証明書または登記簿の写し(お手元がない場合は岡山地方法務局 岡山西出張所で発行できます)、玉野市税に未納の額がないことを確認する書類として、完納証明書(玉野市役所 1 階 税務課で発行できます)をご用意ください。そのほか、建物の図面があれば一緒にお持ちください。  
※ 建物の登記がない場合、または、2 以上の者が所有している場合は事前にご相談ください。

③ 交付決定の通知、耐震診断の経費の支払い

玉野市で申請内容を審査し、補助金の交付決定通知書を申請者へ送付します。この際、診断経費の請求書を同封致します。耐震診断経費(71,200 円)を岡山県建築士事務所協会へお支払いください。

い。岡山県建築士事務所協会は入金を確認後、木造住宅耐震診断員に耐震診断を要請します。

④ 耐震診断の実施

診断員より申請者へ、現地調査の日程調整について連絡します。お宅に伺い現地調査を実施の後、耐震評価機関が診断内容を評価します。診断結果が出るまで多少期間がかかりますので、しばらくお待ちください。

⑤ 耐震診断の結果報告、耐震診断の実績報告書の提出

耐震評価機関での評価完了の後、報告書一式が申請者へ届きます。「報告書の見方」を参考に、耐震診断の結果をご確認ください。  
申請者は報告書一式が届いたら、玉野市都市計画課の窓口又は郵送、メールにて実績報告書を提出してください。

⑥ 確定通知書の交付、交付請求書の提出

玉野市で実績報告書の内容を確認の後、補助金額の確定通知書を申請者へ送付します。  
申請者は確定通知書が届いたら、玉野市都市計画課の窓口又は郵送、メールにて交付請求書を提出してください。玉野市から申請者の指定する口座へ補助金(60,000 円)を振り込みます。

◆ 補強計画の作成+補強後の一般診断に対する補助申請

再度①～⑥の行程により、補強計画の作成+補強後の一般診断に対する補助申請も可能です。

### II. 戸建て住宅耐震診断補助

I に該当するもの以外の一戸建ての住宅全てが対象となります。耐震診断は岡山県知事が指定した建築士事務所が行い、その結果を知事が指定した耐震評価機関が評価します。

### III. 建築物耐震診断補助

I および II 以外の建築物が対象(一定の要件有)となります。II と同様に、耐震診断は岡山県知事が指定した建築士事務所が行い、その結果を知事が指定した耐震評価機関が評価します。

※ I の一般診断法以外の耐震診断補助は、添付書類として経費の見積書が必要であるほか、補助対象の経費や補助率など異なる点があります。詳しくは玉野市都市計画課へお問い合わせください。

## その他

### 補助の募集期間について

補助金交付申請の募集は、例年 5 月上旬～11 月下旬まで行っています。

予算に限りがあるため、先着順で受付けし早期に締め切る場合もあります。当年度の募集が終了した場合は、次年度以降の順番を仮予約のうえ、募集の再開をお待ちください。詳しくは玉野市都市計画課へお問い合わせください。

### 結果の公表について

補助を受けて耐震診断等を行った場合、建築物の耐震化を促進する施策の一環として、耐震診断等の結果を岡山県及び玉野市がホームページや窓口にて公表することになります。(ただし、耐震改修促進法第 14 条第 3 号に該当するものを除き、戸建て住宅の所在地番は公表されません)

あらかじめご了承のうえ、お申込みください。

お申込み窓口・お問い合わせはこちら  
玉野市役所 2 階  
都市計画課 建築指導係  
TEL (0863)32-5538  
MAIL toshikeikaku@city.tamano.lg.jp

(令和 5 年 6 月 21 日作成)